

野田市文化センター運営審議会公募委員募集案内

市では、市政への市民参加の促進を図るため、「審議会等への公募委員の導入に関する基本方針」に基づき、文化会館、勤労青少年ホームの運営について、広く市民意見を反映させようと、野田市文化センター運営審議会の委員を公募します。

1 委員の業務

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例に基づく委員の一員として、同条例に基づく任務を行います。

野田市文化会館の設置及び管理に関する条例

(運営審議会)

第16条 会館の運営を適正かつ円滑に行うため野田市文化センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、会館の運営に関する事項について審議する。

3 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、会館の円滑かつ総合的な運用を図るため、野田市勤労青少年ホーム設置及び管理に関する条例(昭和47年野田市条例第5号)に規定する勤労青少年ホーム(以下「勤労青少年ホーム」という。)の運営に関する事項について審議する。

4 前2項に規定するもののほか、教育委員会は、会館の円滑かつ総合的な運用を図るため、審議会に対し、会館と野田市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(令和元年野田市条例第9号)第1条に規定する野田市生涯学習センターの小ホール(控室を含む。以下「生涯学習センター小ホール」という。)との一体的運営に関する事項について意見を求めることができる。

2 審議会委員の身分

野田市非常勤特別職として委嘱します。

3 募集人数 2人

4 応募の方法等

(1) 応募者の資格(次のいずれにも該当すること)

- ①令和8年10月2日現在において、本市に1年以上居住し、選挙権を有する満18歳以上の方
- ②公募により本市の審議会等の委員に就いていない方
- ③野田市議会の議員でない方
- ④野田市の職員でない方(地方公務員法第3条第3項第2号及び第5号の職を除く)

(2) 応募方法

申込書（別紙）を野田市教育委員会生涯学習課へ郵送か持参してください。

また、「ちば電子申請サービス」(外部リンク)を利用したインターネットによる申込みもできますので、利用される方は、野田市ホームページ内のオンラインサービス「ちば電子申請サービスについて」をご確認ください。

(3) 応募受付期間

令和8年9月3日（木）から10月2日（金）まで

（直接持参する場合は土日祝日を除く平日の執務時間内とし、郵送の場合は応募受付期間最終日の消印有効）

(4) 募集案内配布

市役所7階生涯学習課、関宿支所、南・北・中央・愛宕駅前の各出張所及び中央・東部・南部梅郷・北部・川間・福田・関宿中央・関宿・二川・木間ヶ瀬の各公民館で配布します。

※野田市ホームページからもダウンロードできます

(5) 応募宛先

〒278-8550 野田市鶴奉7-1

野田市教育委員会生涯学習部生涯学習課（市役所高層棟7階）

電話 04-7123-1366（直通）

5 選考方法

提出された申込書及び面接による審査を実施します。

(1) 面接日程 令和8年10月14日（水）

※開始時間や会場等は受付終了後、応募者に通知します。

(2) 面接方法 個別面接

(3) 選考結果 10月下旬に応募者全員に通知します。

6 報酬

日額6,500円（野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例による。）

7 任期

委嘱の日から2年間とします。

8 会議の開催場所

原則として市役所内の会議室で開催します。

9 会議の開催時期

本年度の開催予定

第1回審議会 令和8年11月

※原則として平日の日中に開催します。年度内に2回程度、開催予定

10 その他

- (1) 応募に要する交通費等の経費は、すべて自己負担です。
- (2) 記載内容に不正があるときは、選任される資格を失う場合があります。
- (3) 応募者の資格確認のため、同意がある場合に限り住民基本台帳等の閲覧をします。
- (4) 応募書類は返却しません。
- (5) 審議会等の委員は、市ホームページ等で氏名等を掲載します。
- (6) 審議会等に係る議事は公開としているため、希望する者の傍聴を認めます。
- (7) 議事については、会議終了後に発言者及び議事内容が記載された会議録等を市ホームページ等に掲載します。

11 問合せ先

野田市教育委員会生涯学習部生涯学習課

電話 04-7123-1366（直通）